

公益社団法人 日本畜産学会 細則

第1章 会員

第1条 正会員、学生会員及び名誉会員は、この法人の発行する学会誌である日本畜産学会報とAnimal Science Journal「以下機関誌と略称」の閲覧をすることができ、日本畜産学会報の配布を受けることができる。

2 功労会員は、機関誌の閲覧をすることができ、希望する場合は有料で日本畜産学会報の配布を受けることができる。

3 賛助会員は、日本畜産学会報の配布を受けることができる。

4 年度の途中で入会した会員は、原則として入会前に発行された日本畜産学会報の配布を受けることはできない。

第2条 正会員、学生会員、名誉会員及び功労会員は、機関誌への投稿、大会における研究発表を行うことができる。

第3条 会費の納入は、原則として、前納するものとする。

2 年度の途中で入会した会員は、その年度の会費を全額納入するものとする。

3 会員の会費（不課税）は以下のとおりとする。

正会員 年額 10,000 円。ただし、外国人編集委員については原則として会費徴収対象外とする

学生会員 年額 5,000 円

名誉会員 会費は、徴収しない。

功労会員 会費は、徴収しない。

賛助会員 年額 1口 30,000 円

4 会費年額の変更は、定款第7条に基づき社員総会の決議を必要とする。

第2章 理事会

第4条 理事会は、定款に定める事項のほか、次の各事項について審議する。

- (1) 日本畜産学会功労賞(西川賞)及び日本畜産学会賞、日本畜産学会奨励賞受賞者の選考
- (2) 機関誌編集委員会委員長の選考
- (3) 名誉会員候補者の総会への推薦
- (4) 功労会員候補者の総会への推薦
- (5) 日本農学賞受賞候補者の推薦
- (6) 日本農学進歩賞受賞候補者の推薦
- (7) 日本農業研究所賞受賞候補者の推薦
- (8) この法人の運営に関する事項

第3章 会務の分担

第5条 定款第22条第2項の常務理事の会務は、庶務、会計及び編集とする。

第6条 庶務理事は、次の会務を分担する。

- (1) 会員の掌握に関する事項
- (2) 集会、事業その他の企画に関する事項
- (3) 議案、報告及び議事録に関する事項
- (4) 機関誌その他の配布及び送付に関する事項

- (5) 記録の整理及び保管に関する事項
- (6) 文書の発受に関する事項
- (7) 外部との折衝に関する事項
- (8) 登記に関する事項
- (9) 職員に関する事項
- (10) その他庶務に関する事項

第7条 会計理事は、次の会務を分担する。

- (1) 会費及び購読料に関する事項
- (2) 現金等の出納及び保管に関する事項
- (3) 物品の購入及び処分に関する事項
- (4) 会計帳簿及び証書類の整備に関する事項
- (5) 予算及び決算に関する事項
- (6) 物品の保管に関する事項
- (7) その他会計に関する事項

第8条 編集理事は、次の会務を分担する。

- (1) 機関誌編集委員会に関する事項
- (2) 機関誌の原稿の整理及び保管に関する事項
- (3) 機関誌の刊行に関する事項
- (4) その他編集に関する事項

第4章 委員会

第9条 この法人は、定款第4条の事業を行うため、必要に応じて各種の委員会を置くことができる。

第10条 委員会の名称、委員の構成及び委員会の存続期間などは、設置のつど理事会において決定する。

第11条 理事長は、理事会の決定に基づき、正会員中より委員を委嘱する。

第12条 委員会には、委員の互選により委員長を置く。委員長は、責任者となり委員会を主宰する。

第13条 機関誌編集のための委員会は、機関誌編集委員会とする。

- 2 機関誌編集委員会の構成は、90名以内とし、任期は定款第26条第1項を準用する。
- 3 第12条の規定に関わらず、委員長は、理事会において決定する。
- 4 機関誌編集委員会規程は、理事会の議を経て別に定める。

第14条 日本畜産学会功労賞(西川賞)受賞候補者選考のための委員会は、日本畜産学会功労賞(西川賞)受賞候補者選考委員会「以下西川賞選考委員会と略称」とする。

- 2 西川賞選考委員会の構成及び任期については、日本畜産学会表彰規程に定める。

第15条 日本畜産学会賞受賞候補者選考のための委員会は、日本畜産学会賞受賞候補者選考委員会「以下学会賞選考委員会と略称」とする。

2 学会賞選考委員会の構成及び任期については、日本畜産学会表彰規程に定める。

第16条 日本畜産学会奨励賞受賞候補者選考のための委員会は、日本畜産学会奨励賞受賞候補者選考委員会「以下奨励賞選考委員会と略称」とする。

2 奨励賞選考委員会の構成及び任期については、日本畜産学会表彰規程に定める。

第17条 日本畜産学会優秀発表賞受賞候補者選考のための委員会は、日本畜産学会優秀発表賞受賞候補者選考委員会「以下発表賞選考委員会と略称」とする。

2 発表賞選考委員会の構成及び任期については、日本畜産学会表彰規程に定める。

3 第12条の規定に関わらず、委員長は、機関誌編集委員長とする。

第18条 機関誌編集委員会、西川賞選考委員会、学会賞選考委員会、奨励賞選考委員会及び発表賞選考委員会は、常置委員会とする。

第5章 大会

第19条 この法人は、定款第4条第1号に基づき、毎年1回以上大会として研究発表会又はシンポジウムを開催する。

第20条 大会の開催にあたり、理事長は、理事会の議を経て、そのつど大会会長を委嘱する。

第6章 機関誌

第21条 この法人は、定款第4条第2号に基づき、機関誌を発行する。

第22条 機関誌の発行は、日本畜産学会報については、年1巻4号、Animal Science Journal については、年1巻とし、原著論文、総説、会務公告などを掲載する。

第23条 機関誌への投稿は、別に定める規程によるものとする。

第24条 機関誌の寄贈、交換又はその他の処置は、理事会の議を経て行われる。

第25条 日本畜産学会報を年ぎめで購読しようとする国内の図書館・団体などは、年購読料 12,000円（税込み）を添えて、前年度中に申し込むものとする。

2 年ぎめで機関誌の購読を希望する功労会員は、年購読料 5,000 円（税込み）を添えて、前年度中に申し込むものとする。

第7章 表彰

第26条 この法人は、定款第4条第3号に基づき、日本畜産学会功労賞（西川賞）「以下西川賞と略称」、日本畜産学会賞「以下学会賞と略称」、日本畜産学会奨励賞「以下奨励賞と略称」、Animal Science Journal 優秀論文賞「以下論文賞と略称」、日本畜産学会優秀発表賞「以下発表賞と略称」、Animal Science Journal 審査員賞「以下審査員賞と略称」、日本畜産学会国際会議優秀発表賞「以下国際会議発表賞と略称」及び日本畜産学会優秀学生賞「以下優秀学生賞と略称」を設ける。

第27条 西川賞は、畜産の発展及び後進者の指導育成に関し顕著な業績をあげた個人又は畜産の発展に顕著な功績をあげた団体に授与する。

2 学会賞は、畜産学の発展に関し顕著な業績をあげた正会員に授与する。

3 奨励賞は、畜産学に関する優れた研究をなし、なお将来の進歩が期待される正会員又は学生会員に授与する。

4 論文賞は、畜産学に関する優れた研究を Animal Science Journal に公表した論文の全著者に授与する。

5 発表賞は、畜産学に関する優れた研究をなし、大会において優れた発表を行った学生会員又は若手正会員に授与する。

6 審査員賞は、Animal Science Journal に投稿された論文の厳正な審査に貢献をした者に授与する。

7 国際会議発表賞は、畜産学に関する優れた研究をなし、この法人が会員となっている団体が主催する国際会議において優れた発表を行った学生会員又は若手正会員に授与する。

8 優秀学生賞は、将来、畜産学ならびに畜産関連産業の発展に貢献することが期待でき、学部での成績が優秀であった学部学生に授与する。

第28条 日本畜産学会表彰規程は、理事会の議を経て別に定める。

第8章 名誉会員の推薦

第29条 定款第5条第4号に定める名誉会員は、理事会において候補者を選出し、総会へ推薦するものとする。

2 名誉会員推薦規程は、理事会の議を経て別に定める。

第30条 名誉会員には、会員証と賞牌を贈る。

第9章 功労会員の推薦

第31条 定款第5条第5号に定める功労会員は、理事会において候補者を選出し、総会へ推薦するものとする。

2 功労会員推薦規程は、理事会の議を経て別に定める。

第32条 功労会員には、会員証を贈る。

第10章 役員候補者の選出

第33条 役員候補者の選出については、日本畜産学会役員選考規程に定める。

第34条 理事会は、役員改選の前年中、適切な時期に、役員選考委員会を設置する。

第35条 役員選考委員会の委員は理事長を含む15名以内とし、正会員中より、理事会の議を経て理事

長が委嘱する。

2 第12条の規定に関わらず、委員長は、理事長がこれにあたる。

第11章 寄附者の指定による寄附金品

第36条 この法人への寄附金品については、定款第4条の事業遂行に必要なものであれば、理事会の議を経てこれを受け入れるものとする。

第37条 前条により受け入れた金品については、寄附者により指定された基金に繰り入れるか、又は意志に沿う規程を設けて運用する。

第12章 事務局

第38条 定款第2条に定める事務所に事務局を置き、第6条に定めた庶務理事のうち1名が事務局長を務める。

第39条 理事長は事務局長の任免を行う。

第40条 常務理事が遂行する会務を補佐するため、事務局に事務員を置くことができる。事務員の任免は理事長が行い、その雇用に係る費用はこの法人が負担する。

第41条 事務員は、本事務局における実務全般を補佐する。必要に応じて理事会を傍聴できる。

第42条 この法人の公印は事務局長がこれを管理し、公印の種類及び取扱いは、別に定める公印管理規程によるものとする。

第13章 雑 則

第43条 本細則の変更は、理事会の議を経てこれを行うものとする。

附 則

1 本細則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

2 第3条および第25条記載の会費と年購読料は、2023年度第5回理事会および2024年度社員総会の承認を得て変更し、2025年3月1日より施行する。

2012年12月26日改正

2014年10月25日改正

2015年6月27日改正

2015年9月10日改正

2017年1月28日改正

2017年3月27日改正

2018年6月23日改正

2020年3月31日改正

2021年9月13日改正

2023年6月24日改正

2024年1月27日改正、2025年3月1日施行

2025年3月22日改正